

墨田区特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>墨田区特別保育の利用に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）第1条の規定に基づき設置した墨田区保育所（以下「保育所」という。）における特別保育を行うことにより、保護者の就労等を支援するとともに、緊急に保育を必要とする児童等の保護を図り、もって児童及び保護者の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（特別保育）</p> <p>第2条 <u>区長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定により行う保育（以下この条において「通常保育」という。）以外に、特に必要があると認める児童に対し、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める保育所において次に掲げる特別保育を行う。</u></p> <p>(1) <u>標準時間保育延長保育 通常保育を利用している児童（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の規定により認定された保育必要量（以下この号から第3号までにおいて「認定保育必要量」という。）が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である児童に限る。）について、当該利用に係る保育所において常態として当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。</u></p> <p>(2) <u>短時間保育延長保育 通常保育を利用している児童（認定保育必要量が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である児童に限る。）について、当該利用に係る保育所において常態として当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。</u></p> <p>(3) <u>一時延長保育 通常保育を利用している児童について、当該利用に係る保育所</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>墨田区特別保育の実施に関する条例</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）第1条の規定に基づき設置した墨田区保育所（以下「保育所」という。）において特別保育を実施することにより、保護者の就労等を支援するとともに、緊急に保育を必要とする児童等の保護を図り、もって児童及び保護者の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（特別保育の実施）</p> <p>第2条 <u>区長は、墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例（平成9年墨田区条例第15号）に基づき行う保育（以下この条において「通常保育」という。）の実施以外に、特に必要と認める児童に対し、保育所（墨田区規則（以下「規則」という。）で定める保育所に限る。）において次の特別保育を実施する。</u></p> <p>(1) <u>延長保育 通常保育の実施を受けている児童について、当該通常保育の実施を受けている保育所において常態として開所時間（墨田区保育所条例第2条第1項に規定する開所時間をいう。次号において同じ。）を超えて実施する保育をいう。</u></p> <p>(2) <u>一時延長保育 通常保育の実施を受けている児童について、当該通常保育の実施を受けている保育所において一時的に開所時間を超えて実施する保育をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>

において一時的に1日当たりの当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。

(4) 休日保育 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。）に行う保育をいう。

(5) 年末保育 年末に行う保育をいう。

(6) 一時保育 一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。

(7) 緊急一時保育 緊急に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。

（特別保育の利用の承認）

第3条 特別保育を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申込書を提出し、その利用の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、墨田区保育所条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する保育所における一時延長保育又は一時保育（以下「一時延長保育等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、当該保育所の指定管理者に申込書を提出し、その利用の承認を受けなければならない。

（費用の徴収）

第4条 区長は、前条第1項の規定による申込みに対し、特別保育（標準時間保育延長保育及び短時間保育延長保育を除く。）の利用を承認したとき、又は延長保育を行ったときは、当該特別保育に係る児童の扶養義務者から、特別保育に係る費用を徴収する。

2 指定管理者は、前条第2項の規定による申込みに対し、一時延長保育等の利用を承認したときは、当該一時延長保育等に係る児童の扶養義務者から、当該一時延長保育等に係る費用を徴収する。

（特別保育料等の額）

第5条 前条第1項の規定により区長が徴収する費用（以下「特別保育料」という。）の額は、次に掲げる特別保育の区分に応じ、

(3) 休日保育 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。）に実施する保育をいう。

(4) 年末保育 年末に実施する保育をいう。

(5) 一時保育 一時的に保育を必要とする児童に対して実施する保育をいう。

(6) 緊急一時保育 緊急に保育を必要とする児童に対して実施する保育をいう。

（特別保育の実施の決定）

第3条 特別保育を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申込書を提出し、その実施の決定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、墨田区保育所条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する保育所における一時延長保育又は一時保育（以下「一時延長保育等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、当該保育所の指定管理者に申込書を提出し、その実施の決定を受けなければならない。

〔同左〕

第4条 区長は、前条第1項の規定による申込みに対し、特別保育（延長保育を除く。）の実施を行うことを決定したとき、又は延長保育の実施を行ったときは、当該特別保育に係る児童（別表において「保育児童」という。）の扶養義務者から、特別保育に係る費用を徴収する。

2 指定管理者は、前条第2項の規定による申込みに対し、一時延長保育等の実施を行うことを決定したときは、当該一時延長保育等に係る児童の扶養義務者から、当該一時延長保育等に係る費用を徴収する。

〔同左〕

第5条 前条第1項の規定により区長が徴収する費用（以下「特別保育料」という。）の額は、別表に定める額とする。

当該各号に定める額とする。

- (1) 標準時間保育延長保育 別表第1に定める額
- (2) 短時間保育延長保育 別表第2に定める額
- (3) 前2号に掲げる特別保育以外の特別保育 別表第3に定める額

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 前条第2項の規定により指定管理者が徴収する費用（以下「利用料金」という。）の額は、別表第3（一時延長保育の項及び一時保育の項に限る。）に定める額の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。

（特別保育料等の額の通知）

第6条 区長は、前条第1項の規定により特別保育料の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、第4条第1項の扶養義務者に通知するものとする。

2 指定管理者は、前条第2項の規定により利用料金の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、第4条第2項の扶養義務者に通知するものとする。

（督促及び滞納処分）

第10条 区長は、第4条第1項の扶養義務者が第5条第1項及び第8条第1項の規定による特別保育料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 区長は、前項の規定による督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例第4条第2項の規定により保育料が無料となる児童の延長保育に係る特別保育料は、無料とする。

3 前条第2項の規定により指定管理者が徴収する費用（以下「利用料金」という。）の額は、別表（2一時延長保育の部及び5一時保育の部に限る。）に定める額の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。

〔同左〕

第6条 区長は、前条第1項又は第2項の規定により特別保育料の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、第4条第1項に規定する扶養義務者に通知するものとする。

2 指定管理者は、前条第3項の規定により利用料金の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、第4条第2項に規定する扶養義務者に通知するものとする。

〔同左〕

第10条 区長は、第4条第1項に規定する扶養義務者が第5条第1項及び第8条第1項の規定に基づく特別保育料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 区長は、前項の督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

別表 特別保育料

1 延長保育料

別表第1 標準時間保育延長保育料

〔新設〕

階層区分	月 額		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A 階 層	0円	0円	0円
B 階 層	200円	200円	200円
C 階 層			
D 階 層	第1階層	1,000円	1,000円
	第2階層		
D 階 層	第3階層		
	第4階層	1,300円	1,300円
D 階 層	第5階層		
	第6階層	2,000円	
D 階 層	第7階層	2,400円	1,900円
	第8階層	2,700円	1,800円
D 階 層	第9階層	3,000円	2,000円
	第10階層	3,200円	2,300円
D 階 層	第11階層	3,400円	2,400円
	第12階層	3,700円	2,600円
D 階 層	第13階層	4,000円	2,700円
	第14階層	4,100円	2,800円
D 階 層	第15階層	4,300円	3,000円
	第16階層	4,600円	
D 階 層	第17階層	4,800円	3,100円
	第18階層	5,000円	2,500円
D 階 層	第19階層	5,100円	
	第20階層	5,600円	
D 階 層	第21階層	6,300円	3,200円
	第22階層	6,900円	2,600円
D 階 層	第23階層	7,300円	

備考

- この表の適用に係る児童の年齢は、年度の初日の前日における児童の年齢によるものとする。
- この表における階層区分は、墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例（平成27年墨田区条例第 号）別表第2に規定する階層区分の例による。
- 世帯の階層区分を区が保有する情報又は証明書等により確認することができない場合にあっては、D階層第23階層に該当する世帯とみなしてこの表を適用する。
- この表における月額は、1日につき1時間を超えない範囲内で標準時間保育延長保育を利用する場合の額とし、1日につき1時間を超えて標準時間保

育延長保育を利用する場合にあっては、当該月額額に1日当たりの標準時間保育延長保育を利用する時間を乗じて得た額を月額とする。

- 5 この表の規定にかかわらず、世帯の階層区分がB階層に該当する規則で定める世帯に属する児童に係る特別保育料の額は無料とし、規則で定める児童に係る特別保育料の額は同表に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

別表第2 短時間保育延長保育料

〔新設〕

階層区分	月 額			
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A 階 層	0円	0円	0円	
B 階 層	100円	100円	100円	
C 階 層				
第1階層	400円	400円	400円	
	第2階層			
第3階層	550円	550円	550円	
	第4階層			
	第5階層			
第6階層	850円			
	第7階層	750円	750円	
	第8階層	1,150円		
第9階層	1,250円	850円	850円	
	第10階層	1,350円	950円	900円
第11階層	1,450円	1,000円		
	第12階層	1,550円	1,050円	
	第13階層	1,650円	1,100円	1,000円
	第14階層	1,700円	1,150円	
	第15階層	1,800円	1,200円	
第16階層	1,900円			
	第17階層	2,000円	1,250円	1,050円
	第18階層	2,050円		
	第19階層	2,150円		
第20階層	2,350円			
	第21階層	2,600円	1,300円	1,100円
	第22階層	2,850円		
	第23階層	3,050円		

備考 この表の適用については、別表第1備考の規定を準用する。この場合において、同表備考4中「1時間」とあるのは「30分」と、「標準時間保育延長保育」とあるのは「短時間保育延長保育」と読み替えるものとする。

別表第3 その他の特別保育料

〔新設〕

特別保育料の種類	区分	特別保育料の額
一時延長保育	3歳未満児	1時間につき 600円
	3歳以上児	1時間につき 400円
休日保育		1日につき 2,500円
年末保育		1日につき 2,500円
一時保育	1日の利用時間が5時間以内の場合	1日につき 2,000円
	1日の利用時間が5時間を超える場合	1日につき 3,000円
緊急一時保育	3歳未満児	1日につき 1,280円
	3歳以上児	1日につき 520円

備考 この表の適用に係る児童の年齢は、年度の初日の前日における児童の年齢によるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年度から平成29年度までの間における標準時間保育延長保育に係る特別保育料の額は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、同表に掲げる額を次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める表に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する。

(1) 平成27年度

階 層 区 分	月 額		
	3歳未満児	3 歳 児	4歳以上児
A 階 層	0円	0円	0円
B 階 層	200円	200円	200円
C 階 層	800円	800円	800円
	第1階層	800円	800円
	第2階層		

D 階 層	第 3 階 層			
	第 4 階 層	1,100円	1,100円	1,100円
	第 5 階 層			
	第 6 階 層	1,700円	1,500円	1,500円
	第 7 階 層	2,100円		
	第 8 階 層	2,300円		
	第 9 階 層	2,500円	1,700円	1,700円
	第 10 階 層	2,700円	1,900円	1,800円
	第 11 階 層	2,900円	2,000円	2,000円
	第 12 階 層	3,100円	2,100円	
	第 13 階 層	3,300円	2,200円	
	第 14 階 層	3,400円	2,300円	
	第 15 階 層	3,600円	2,400円	
	第 16 階 層	3,800円	2,500円	2,100円
	第 17 階 層	4,000円		
	第 18 階 層	4,100円		
	第 19 階 層	4,300円		
	第 20 階 層	4,700円	2,600円	2,200円
	第 21 階 層	5,200円		
	第 22 階 層	5,700円		
	第 23 階 層	6,100円		

(2) 平成 28 年度

階 層 区 分		月 額		
		3 歳未満児	3 歳 児	4 歳以上児
A 階 層		0円	0円	0円
B 階 層		200円	200円	200円
C 階 層		800円	800円	800円
	第 1 階 層	800円	800円	800円
	第 2 階 層			
	第 3 階 層	1,200円	1,200円	1,200円
	第 4 階 層			
	第 5 階 層			
	第 6 階 層	1,800円	1,600円	1,600円
	第 7 階 層	2,200円		

D 階 層	第 8 階 層	2,400円		
	第 9 階 層	2,600円	1,800円	1,800円
	第 10 階 層	2,800円	2,000円	1,900円
	第 11 階 層	3,100円	2,200円	2,100円
	第 12 階 層	3,300円	2,300円	
	第 13 階 層	3,500円	2,400円	
	第 14 階 層	3,700円	2,500円	
	第 15 階 層	3,900円	2,600円	
	第 16 階 層	4,100円	2,700円	2,200円
	第 17 階 層	4,300円		
	第 18 階 層	4,400円		
	第 19 階 層	4,600円		
	第 20 階 層	5,000円	2,800円	2,300円
	第 21 階 層	5,600円		
第 22 階 層	6,100円			
第 23 階 層	6,500円			

(3) 平成 29 年度

階 層 区 分		月 額		
		3 歳未満児	3 歳 児	4 歳以上児
A	階 層	0円	0円	0円
B	階 層	200円	200円	200円
C	階 層	900円	900円	900円
D 階 層	第 1 階 層	900円	900円	900円
	第 2 階 層			
	第 3 階 層	1,200円	1,200円	1,200円
	第 4 階 層			
	第 5 階 層			
	第 6 階 層	1,900円	1,800円	1,700円
	第 7 階 層	2,300円		
	第 8 階 層	2,600円		
	第 9 階 層	2,800円	1,900円	1,900円
	第 10 階 層	3,000円	2,100円	2,000円
	第 11 階 層	3,200円	2,300円	2,300円
	第 12 階 層	3,500円	2,400円	

第13階層	3,700円	2,600円	2,300円
第14階層	3,900円	2,700円	
第15階層	4,100円	2,800円	
第16階層	4,400円	2,900円	2,400円
第17階層	4,500円		
第18階層	4,700円		
第19階層	4,800円		
第20階層	5,300円	3,000円	2,500円
第21階層	5,900円		
第22階層	6,500円		
第23階層	6,900円		

3 平成27年度における短時間保育延長保育に係る特別保育料は、この条例による改正後の第4条第1項及び別表第2の規定にかかわらず、徴収しない。

(墨田区保育所条例の一部改正)

4 墨田区保育所条例(昭和36年墨田区条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「墨田区特別保育の実施に関する条例」を「墨田区特別保育の利用に関する条例」に、「に規定する延長保育を実施する」を「及び第2号に掲げる標準時間保育延長保育及び短時間保育延長保育を行う」に改める。

第6条の2第1項中「墨田区特別保育の実施に関する条例第2条第2号」を「墨田区特別保育の利用に関する条例第2条第3号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「)の実施」を「)」に改める。

付則第4項の規定による墨田区保育所条例(昭和36年墨田区条例第4号)の一部改正

改正案	現行
(開所時間) 第2条〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、 <u>墨田区特別保育の利用に関する条例</u> (平成15年墨田区条例第35号)第2条第1号及び第2号に掲げる標準時間保育延長保育及び短時間保	〔同左〕 第2条〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、 <u>墨田区特別保育の実施に関する条例</u> (平成15年墨田区条例第35号)第2条第1号に規定する延長保育を実施する保育所の開所時間は、区

育延長保育を行う保育所の開所時間は、区長が別に定める。

(利用料金)

第6条の2 指定管理者は、墨田区特別保育の利用に関する条例第2条第3号に規定する一時延長保育又は同条第6号に規定する一時保育(以下この項において「一時延長保育等」という。)を行ったときは、当該一時延長保育等に係る児童の扶養義務者から、当該一時延長保育等に係る費用(次項において「利用料金」という。)を徴収することができる。

2 〔略〕

長が別に定める。

〔同左〕

第6条の2 指定管理者は、墨田区特別保育の実施に関する条例第2条第2号に規定する一時延長保育又は同条第5号に規定する一時保育(以下この項において「一時延長保育等」という。)の実施を行ったときは、当該一時延長保育等に係る児童の扶養義務者から、当該一時延長保育等に係る費用(次項において「利用料金」という。)を徴収することができる。

2 〔略〕